

イイツカコミュニティセンター大規模改修に伴う関係条例の整備に関する条例附則の規則で定める日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和7年8月7日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第34号

イイツカコミュニティセンター大規模改修に伴う関係条例の整備に関する条例附則の規則で定める日を定める規則

イイツカコミュニティセンター大規模改修に伴う関係条例の整備に関する条例(令和7年飯塚市条例第10号)附則の規則で定める日は令和8年3月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。